

大牟田市審議会等傍聴要領

(趣旨)

第1条 この要領は、別に定めがある場合を除くほか、本市の審議会等の会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴席の区分)

第2条 傍聴席は、一般席及び報道関係者席に分ける。

(傍聴人の定員)

第3条 審議会等の長は、その都度、会場の広さ等を勘案し、一般席の傍聴人の定員を定めることができる。

(傍聴の手続)

第4条 会議の傍聴希望者は、会議の開催時刻の30分前から10分前までの間（以下「受付時間」という。）に、定められた受付場所において自己の住所及び氏名を傍聴人受付簿に記入しなければならない。

2 傍聴希望者の数が、受付時間の終了時において傍聴人の定員を超えた場合は、抽選により傍聴人を定める。

(途中入場の許可)

第5条 傍聴人が定員に満たない場合は、会議進行中であっても、議事の進行に支障がないと認められる場合に限り、途中入場を認めることができる。

2 途中入場を希望する者は、係員の指示に従い、入場しなくてはならない。

(途中退場の取扱い)

第6条 傍聴人は、やむを得ない事情がある場合を除き、途中退場を控えなければならない。

(傍聴席に入ることができない者)

第7条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 銃器その他人に危害を加えるおそれのある物を携帯している者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を携帯している者
- (4) 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類及び拡声器等を携帯している者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第8条 傍聴人は、傍聴席においては、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 会議において議論に対し、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。

- (2) 談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎ立てないこと。
 - (3) はち巻き、腕章、たすきの類を着用する等示威的行為をしないこと。
 - (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
 - (5) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。
 - (6) 発言しないこと。
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、会議の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。
- 2 一般席の傍聴人は、傍聴席において写真、ビデオ等を撮影し、又は録音等をしてはならない。
- (報道関係者の取扱い)

第9条 会議の傍聴を希望する報道機関の関係者(以下「報道関係者」という。)は、社名を明らかにした上で、途中入場をすることができる。

- 2 報道関係者の写真撮影等は、会議の冒頭のみ許可する。
- (係員の指示)

第10条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

(傍聴人の退場)

第11条 審議会等の長は、傍聴人がこの要領に違反したときは当該傍聴人を制止し、これに従わないときは当該傍聴人を退場させることができる。

(補則)

第12条 この要領に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、審議会等の長が定める。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。